入　札　説　明　書

（建設工事基準）

　航空自衛隊幹部候補生学校(奈良基地)が発注する工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。細部は契約担当官から示す。

１　適用する入札公告

　　本説明書は、航空自衛隊幹部候補生学校(奈良基地)が入札公告した工事に適用する。

２　契約担当官等

　　航空自衛隊幹部候補生学校(奈良基地)会計課長

　　〒６３０－８５２２　奈良県奈良市法華寺町１５７８番地

３　工事概要

（１）工事名

各公告による。

（２）工事場所

各公告による。

（３）工事内容及び工事範囲

　　　別添の仕様書のとおり。

（４）工期

　　　各公告による。

（５）使用する主要な資機材

　　　別添の仕様書のとおり。

　※（６）及び（７）は、公告に見積活用方式とある場合に適用する。

（６）本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに対象工事に対する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費について記載した見積(以下「見積」という。)を提出するものとする。

（７）本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

（８）その他

　　ア　受付窓口

　　　　〒６３０－８５２２　奈良県奈良市法華寺町１５７８番地

　　　　航空自衛隊幹部候補生学校（奈良基地）会計課契約班

　　イ　受付時間

　　　　８時１５分から１７時まで。但し、１２時から１３時までの間を除く。

　　ウ　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

４　競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）防衛省における令和３年・４年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、各公告に示す工事で級別の格付を受けていること。（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

（４）防衛省競争参加資格の各公告に示す工事に係る等級（資格審査結果通知書の記３の等級）が各公告に示す等級であること。

　※（５）及び（６）は、契約担当官が必要と認める場合に所要事項を示して適用する。

（５）過去１５年の間に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上のものに限る。）

　　　なお、該当実績が平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第２２０号（CCP）１３.１２．１９）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第１３４号（CCP）１９．７．３０）、工事成績評定要領について（経施第４４０４号２１．３．３１）、工事成績評定要領について（防整技第１５５４２号２７．１０．１）又は工事成績評定要領について（防整技第７１６０号２８．３．３１）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）

が６５点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が６５点未満のものを除くこと。

（６）（５）の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成１３年１２月２５日以降に完成した工事で評定点合計が６５点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

　※（７）は、請負金額３５００万円以上（建築一式７０００万円以上）の場合に適用する。

（７）次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

　　ア　一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

　　　　なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

　　　　・一級建築施工管理技士の資格を有する者

　　　　・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

　　　　【建築工事の場合】

　　イ　過去１５年の間に、（５）に掲げる工事又は同類と認める工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

　　　　なお、当該経験が平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が６５点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が６５点未満のものを除く。

　　ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を　有する者である。

　　エ　配置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要で　あるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

（８）一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認　資料（以下「資料」という。）及び防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局　長を除く。）から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第１５０号２８．３．３１）に基づく指名停止を受けていないこと。

　※（９）は、契約担当官が必要と認める場合に適用する。

（９）航空自衛隊幹部候補生学校（奈良基地）が発注した契約担当官の示す工事のうち、過去１５年の間に完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が６５点以上であること。

　※（１０）は、設計業務等を部外委託した場合に適用する。

（１０）上記３（１）に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（１１）入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものでない。

　　ア　資本関係

　　　　次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合。

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ　人的関係

　　　　次のいずれかに該当する２者の場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合　　　　その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

　※（１２）は、契約担当官が必要と認める場合に所要事項を示して適用する。

（１２）〇〇県〇〇市、〇〇県〇〇市及び〇〇県〇〇市内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。

（１３）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

【設計業務等を部外委託した場合は、受注者を記載する。】

５　設計業務等の受注者等

　　省略

６　担当部局

1. 入札及び契約等に関する担当部署（奈良基地、串本及び経ヶ岬分屯基地）

〒６３０－８５２２　奈良県奈良市法華寺町１５７８番地

航空自衛隊幹部候補生学校（奈良基地）会計課契約班

TEL　０７４２－３３－３９５１（内線２８６又は２２９）

FAX　０７４２－３３－５４７７

1. 仕様書及び現場説明等に関する担当部署（奈良基地）

〒６３０－８５２２　奈良県奈良市法華寺町１５７８番地

航空自衛隊幹部候補生学校（奈良基地）管理課施設班

TEL　０７４２－３３－３９５１（内線２６６）

FAX　０７４２－３３－５４７７

1. 仕様書及び現場説明等に関する担当部署（串本分屯基地）

〒６４９－３６３２　和歌山県東牟婁郡串本町須江１３８３－１２

航空自衛隊第５警戒隊（串本分屯基地）基地業務小隊施設班

TEL　０７３５－６５－０１３４（内線２１７）

1. 仕様書及び現場説明等に関する担当部署（経ヶ岬分屯基地）

〒６２７－０２４５　京都府京丹後市丹後町袖志無番地

航空自衛隊第３５警戒隊（経ヶ岬分屯基地）基地業務小隊施設班

TEL　０７７２－７６－０６３１又は０６３２（内線２４１）

FAX　０７７２－７６－０６３１又は０６３２（内線２７７）

７　競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は、上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料及び資格審査結果通知書（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、４（２）の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、４（１）、（３）及び（５）から（１３）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において４（２）及び（４）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記４

（２）及び（４）に掲げる事項を満たしていなければならない。

　　なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

　　申請書等の提出は、次に示すとおり。

　ア　提出期限等

　　　各公告による。

（２）申請書は、別紙様式第１により作成する。

（３）資料は、次に従い作成する。

　　なお、アの実績及びイの経験については、過去１５年間（基準）に工事が完成し、引き渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（別紙様式第２）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（別紙様式第３）」に記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

　ア　同種の工事の施工実績

　　　上記４（５）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式第２に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。

　イ　配置予定の技術者

　　　配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時にける他工事の従事状況等を、別紙様式第３に記載すること（請負金額が３５００万円以上（建築一式７０００万円以上）の場合は、上記４（７）に掲げる資格があることを判断できるものであること。）

　　　記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

　　　他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

　　　入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第８６条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場所において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

　　　落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

　ウ　工程表

　　　アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成１３年１２月２５日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第４に記載すること。ただし、契約担当官が必要と認めた場合に限る。

　エ　契約書の写し等

　　　施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。

※（４）及び（５）は、公告に見積活用方式とある場合に所要事項を示して適用する。

（４）本競争の参加希望者は、次に従い、本工事の積算に必要な見積の提出等を行うものとする。

　 　ア　見積の提出方法等

（ア）提出方法

　　　　　上記６（１）に持参又は郵送等により提出する。

（イ）提出期限

　　　　　契約担当官から都度示すものとする。

　　イ　見積の作成方法

　　　　見積の作成にあたっては、交付した見積依頼書等に従い作成するものとする。なお、見積の作成に係る費用は、競争参加希望者の負担とする。

　　　　競争参加希望者は、本工事の積算に必要な見積を、見積の提出期限までに提出するものとする。見積には対象工事に対する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費に係るものについて記載するものとする。

　　ウ　見積作成に関する質問

　　　　本工事の積算に必要な見積作成に関して質問がある場合には、次に従い提出する。

（ア）提出方法

　　　　　書面（様式は自由とする）を上記６（１）に持参又は郵送等により提出する。

（イ）提出期間

　　　　　契約担当官から都度示すものとする。

　　エ　ウの質問に対する回答は、参加希望者に対してはFAXにて回答を送信する。

　　オ　提出された見積に関するヒアリング

　　　　提出された見積に関して、その妥当性を確認するためのヒアリングを行う。

（ア）期間

　　　　　契約担当官から都度示すものとする。

（イ）会場

　　　　　契約担当官から都度示すものとする。

　　（ウ）その他

　　　　　本競争の参加希望者は、（ア）の期間のうち、ヒアリングの希望日時及び出席者を「見積に関するヒアリング日時希望通知書（任意様式）」に記載し、競争参加資格確認申請時に提出する。

　　　　　なお、ヒアリング出席者は、責任者（支店長・営業所長等）、配置予定の監理技術者等、見積の根拠を説明できる者等を含め３名程度とする。

　　（エ）ヒアリング日時については、追って通知する。

　　（オ）ヒアリング時には、見積の根拠資料を持参するものとする。

　　（カ）（オ）による根拠資料とは、採用を予定する協力会社等（下請会社、専門事業者及び製造者等）から収集する見積書（自社施工の場合も含む。）又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等により、見積に記載した単価及び価格が確認できる資料とする。なお、同種かつ直近の契約工事における契約書類等を根拠とする場合は、本工事の現場条件等を勘案するものとする。

（５）見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者のした入札を無効とする。

　※（６）は、契約担当官が必要と認める場合に所要事項を示して実施する。

（６）競争参加資格確認資料のヒアリング

　　　競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

　　ア　日時

　　　　契約担当官から都度示すものとする。

　　イ　場所

　　　　契約担当官から都度示すものとする。

　　ウ　その他

　　　　企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

（７）競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、申請時に提出された返信用封筒により通知する一般競争参加資格確認通知書による。

（８）その他

　　ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

　　イ　契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

　　ウ　提出された申請書等は、返却しない。

　　エ　提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

　　オ　申請書等に関する問い合わせ先は、上記６（１）に同じ。

８　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

　　ア　提出期限　契約担当官が示す期限

　　イ　提出場所　６（１）に同じ。

　　ウ　提出方法　書面（様式は自由とする。）を持参するものとし、郵送等又は電送による場合は契約担当官の指示を受けるものとする。

（２）契約担当官等は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、書面に

より回答する。

９　入札説明書に対する質問

（１）入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

　　ア　提出期間

　　　　契約担当官の示す期間

　　イ　提出場所

　　　　６（１）に同じ。

　　ウ　提出方法

　　　　書面（様式は自由）により持参又は郵送等することとし、電送による場合は契約担当官の指示を受けるものとする。

（２）（１）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

　　ア　期間

　　　　契約担当官の示す期間

　　イ　場所　６（１）に同じ。

１０　入札方法等

（１）入札書の提出手段は、各公告による。

（２）入札書の提出期間、提出場所等

　　ア　提出期間等

　　　　各公告による。

　　イ　提出場所

　　　　上記６（１）に同じ。

　　ウ　提出方法

　　　　入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた

封筒の表に「入札書在中」と朱書きするとともに、工事名、開札日時及び商号又は名称を記載する。工事費内訳明細書を入れた封筒の表には「工事費内訳書在中」と黒書する。さらにこれらを１つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名及び商号又は名称を記載の上、提出する。また、契約担当官が必要と認める場合には、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示する。

（３）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の１００分の１０

に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積っ

た契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札に記載する。

（４）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。ただし、郵便入札の場合は、１回を限度とし、２回を限度とする場合は、都度公告に示す。

１１　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除。

（２）契約保証金　免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（１年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の１０分の１（予決令第８６条の調査を受けた者との契約については１０分の３）以上とする。公共工事履行保証証券による保証によれない場合は、契約担当官と協議するものとする。

１２　工事費内訳明細書の提出

（１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を書面により提出しなければならない。

（２）工事費内訳明細書の作成方法

　　ア　国土交通省HP「各団体が作成した標準見積書」の様式に準じ、あるいは業者任意の様式により、又は交付した数量書にある総括表の構成に対応させ、経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、数量書を交付した場合は、直接工事費の明細書については、数量書に対応する摘要（土木工事にあっては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

　　イ　数量書を交付した場合は、数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

　　ウ　下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として「社会保険等未加入建設業者」を下請負人としないものとし、工事費内訳明細書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。また、工事費内訳明細書作成要領については、国土交通省HP「各団体が作成した標準見積書」を参考にするものとする。

　　エ　上記ウで示す「社会保険等未加入建設業者」を下請負人とした場合は、特別の事情を有する場合を除き、受注者に対し違約罰を請求する。細部要領については契約担当官から示す。

　　オ　工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名（必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

（３）工事費内訳明細書の提出方法等

　　ア　提出期間

　　　　上記１０（２）アに同じ。

　　イ　提出方法

　　　　上記１０（２）ウを参照。

　　ウ　提出場所

　　　　上記６（１）に同じ。

（４）提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

（５）工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

（６）提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表第２の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

（７）提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

（８）提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

（９）工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

１３　開札

（１）開札の日時及び場所

　　ア　開札日時

　　　　各公告による。

　　イ　開札場所

　　　　各公告による。

（２）開札は、（１）に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（３）１回目の開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

（４）１回目の入札において落札者が決定しなかった場合、原則として直ちに再度入札に移行する。

（５）直ちに再度の入札を行うこととなったときは、入札者又はその代理人がその場に居ない場合については辞退したものとして取り扱う。また、２回目以降の入札に入札者の代理人が参加する場合は、委任状を持参している場合に限る。

１４　入札の無効

（１）次に掲げる入札は無効とする。

　　ア　本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

　　イ　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

　　ウ　入札説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

　　エ　契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記４に掲げる資格のない者のした入札

（２）（１）の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り

消す。

１５　落札者の決定方法

（１）予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の

価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（２）（１）の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、契約担当官から指示をする。

（３）落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

※１６（１）は、請負金額が３５００万円以上（建築一式７０００万円以上）の場合

に適用する。

１６　配置予定監理技術者の確認

（１）落札者決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

（２）病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

※１７は、請負金額が３５００万円以上（建築一式７０００万円以上）の場合に適用する。

１７　別に配置を求める技術者

　　　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が航空自衛隊幹部候補生学校で入札日から過去２年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、４(７)に定める要件と同一の要件（４（７）イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で１名現場に配置することとする。

（１）６５点未満の工事成績評定を通知された者。

（２）契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

（３）品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

（４）自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

　　　なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

１８　契約書作成の要否等

（１）契約書作成の要否

各公告による。

（２）適用する契約条項

　　　各公告によるほか、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項（工事契約書）を適用する。

１９　支払条件

　　　履行完了後、完了通知を受け、完成検査において合格とし、適法な請求書を受けた後、支払を行うものとする。

２０　火災保険付保の要否

　　　要。ただし、契約担当官が認めた場合は、この限りではない。

２１　再苦情申立て

　　　契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は８（２）の回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

（１）提出期間

契約担当官が定める期間

（２）提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

　　　上記６（１）に同じ。

２２　関連情報を入手するための照会窓口

　　　６（１）に同じ。

２３　その他

（１）入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加者は、入札心得書及び契約条項を熟読し、入札心得書を遵守する。

（３）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

（４）落札者は７（１）の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。

補則

１　工事契約に係る苦情処理

　　苦情及び再苦情の申立て等については、防整施（事）第１４８号（２８．３．３１）により、行うものとする。

２　低入札価格調査に係る特別重点調査

　　低入札価格調査に係る特別重点調査については、工事に係る入札心得書による。

３　数量公開

　　数量公開については、工事に係る入札心得書による。

４　入札回数の補足及び不落随契の原則適用除外

　　入札回数は、原則として２回を限度とする。ただし、２回目の入札において落札者がいない場合は、３回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第９９条の２の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

　　この入札説明書は、令和３年７月１６日より適用する。